

県表彰に議会を求める条例案に反対

2018.3月下旬

3月6日、県議会総務委員会に、「県民栄誉賞」などの表彰に県議会の同意を必要とする自民党提案の条例案がかかり、公明党は反対しました。同条例案は県の各種の表彰のうち、「県民栄誉賞」「彩の国功労賞」「彩の国特別栄誉賞」の三つについて県議会の同意（議決）を必要とするもの。これまでは、県の規定にもとづいて最終的に知事が受賞者を決めていました。

提案した自民党は、「重要な表彰については選考過程の公正さを担保するとともに、県民の総意として表彰することを明らかにするためにも議会の議決が必要」と説明しました。しかし、公明党として、これまでの表彰に公正さが欠けていた事例があるとは思えず、何か問題があったとも聞いておりません。

よって、「今この時期にあえて議会の同意を要する条例を制定する必要はない」ことから、公明党は反対をしました。しかしながら、条例案は自民党の賛成多数で可決しました（西山淳次記）。